

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	後期高齢者医療に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

小松市は、後期高齢者医療に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

小松市長

公表日

令和6年9月2日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療に関する事務
②事務の概要	<p>高齢者の医療の確保に関する法律(以下、「高確法」という。)及び石川県後期高齢者医療広域連合規約に基づき、以下の事務を行う。</p> <p>①障害認定や死亡・転入・転出等の資格異動に伴う被保険者資格の得喪に係る申請及び届出の受付 ②所得等の情報を元にした軽減措置等の適用、保険料計算及び賦課等に必要な申請の受付 ③保険料の徴収、滞納整理 ④被保険者の疾病、負傷又は死亡に関する保険給付に係る申請の受付</p> <p>また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)の別表第1の項番59の規定により、以下の事務において個人番号を利用する。</p> <p>・高確法による被保険者に係る申請、届出又は申出の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務</p> <p>・高確法による被保険者証、被保険者資格証明書、特定疾病療養受療証又は限度額適用・標準負担額減額認定証に関する事務 ・高確法第56条の後期高齢者医療給付の支給に関する事務 ・高確法第69条第1項の一部負担金に係る措置に関する事務 ・高確法第92条の一時差止めに関する事務 ・高確法第104条第1項の保険料の徴収又は同条第2項の保険料の賦課に関する事務</p>
③システムの名称	後期高齢者医療広域連合電算処理システム、後期高齢システム、住民税 課税情報照会システム、宛名システム、番号管理システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
後期高齢者医療情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第1の59の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<p>【情報提供】 ・番号法第19条第8号 別表第二の80、83の項</p> <p>【情報照会】 ・番号法第19条第8号 別表第二の82の項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	行政管理部 医療保険課
②所属長の役職名	医療保険課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号923-8650 石川県小松市小馬出町91番地 小松市役所 行政管理部 総務課 法制担当
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号923-8650 石川県小松市小馬出町91番地 小松市役所 総合政策部 スマートシティ推進課

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年6月6日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年6月6日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年10月26日	Ⅱしきい値判断項目1. 対象人数 いつ時点の計数か2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年8月6日 時点	平成28年9月9日 時点	事後	重要な変更項目でないため
平成30年10月5日	I-5-①部署	予防先進部 保険年金課	予防先進部 医療保険サポートセンター	事後	重要な変更項目でないため
平成30年10月5日	I-5-②所属長	保険年金課長 竹田 直樹	医療保険サポートセンター長	事後	重要な変更項目でないため
平成30年10月5日	I-7-請求先	総務課 法制担当	管財総務課 契約・法制担当	事後	重要な変更項目でないため
平成30年10月5日	Ⅱしきい値判断項目1. 対象人数 いつ時点の計数か2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年9月9日 時点	平成30年9月14日 時点	事後	重要な変更項目でないため
平成31年4月1日	I 関連情報-8特定個人情報の取扱いに関する問い合わせ	総合政策部 ICT推進課	総合政策部 ICT改革課	事後	重要な変更項目でないため
令和1年6月11日	IVリスク対策		追加	事後	様式変更
令和3年9月1日	I-5-①部署	予防先進部 医療保険サポートセンター	予防先進部 市民サービス課 医療保険サポートセンター	事後	所属名変更によるもの
令和3年9月1日	I-5-②所属長	医療保険サポートセンター長	市民サービス課長	事後	所属名変更によるもの
令和3年9月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	行政管理部 管財総務課 契約・法制担当	総合政策部 管財総務課 契約・法制担当	事後	所属名変更によるもの
令和4年3月7日	I-4-①実施の有無	実施しない	実施する	事前	
令和4年3月7日	I-4-②法令上の根拠		【情報提供】 ・番号法第19条第8号 別表第二の80、83の項 【情報照会】 ・番号法第19条第8号 別表第二の82の項	事前	
令和4年3月7日	I-5-①部署	予防先進部 医療保険サポートセンター	市民共創部 医療保険課	事後	所属名変更によるもの
令和4年3月7日	I-5-②所属長	医療保険サポートセンター長	医療保険課長	事後	所属名変更によるもの
令和4年3月7日	I-8-連絡先	郵便番号923-8650 石川県小松市小馬出町91番地 小松市役所 総合政策部 ICT改革課	郵便番号923-8650 石川県小松市小馬出町91番地 小松市役所 総合政策部 スマートシティ推進課	事後	所属名変更によるもの
令和4年3月7日	Ⅱ-1-いつの時点の計数か	令和3年7月28日 時点	令和4年3月1日 時点	事前	
令和4年3月7日	Ⅱ-2-いつの時点の計数か	令和3年7月28日 時点	令和4年3月1日 時点	事前	
令和4年3月7日	IV-6-情報提供ネットワークとの接続	[○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)	[]接続しない(入手) []接続しない(提供)	事前	
令和4年3月7日	IV-6-目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か		十分である	事前	
令和4年3月7日	IV-6-不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か		十分である	事前	
令和5年7月24日	Ⅱ-1. -評価対象の事務の対象人数は何人か	令和4年3月1日時点	令和5年6月14日時点	事後	重要な変更項目でないため
令和5年7月24日	Ⅱ-2. 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	令和4年3月1日時点	令和5年6月14日時点	事後	重要な変更項目でないため
令和6年8月22日	Ⅱ-1. -評価対象の事務の対象人数は何人か	令和5年6月14日時点	令和6年6月6日時点	事後	重要な変更項目でないため
令和6年8月22日	Ⅱ-2. 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	令和5年6月14日時点	令和6年6月6日時点	事後	重要な変更項目でないため